

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国外1名


証拠説明書(4)

令和5年2月20日

東京地方裁判所 民事第34部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田 剛 

弁護士 鄭 一志 

弁護士 河村 尚 

弁護士 我妻 崇明 

弁護士 山城 在生 

弁護士 三木 隼輝 

原告ら訴訟復代理人

弁護士 坂井 萌 

上記当事者間の頭書事件における原告ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

符号 番号	標 目	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲148	「調査嘱託書に対する回答について」と題する書面	令和4年 9月14日	経済産業省 貿易経済協 力局貿易管 理部安全保 障貿易管 課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における本件要件ハの解釈について裁判所の照会を受けた経済産業省が、裁判所に対して回答した内容</li> <li>・同回答において、経済産業省は、「殺菌」の対象について、貨物等省令第2条の2第1項に規定された細菌等の微生物のうち一種類でも足りると解される旨、回答したこと</li> </ul>
甲149	DVD-R	令和5年 2月20日	訴外 ■■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原告会社従業員である訴外■■■■■が令和4年3月27日に東京地方検察庁所属■■■■■検事から取調べを受けた内容及び訴外■■■■■氏の供述内容</li> <li>・訴外■■■■■が同取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器の内部で温度が上がりづらい箇所が存在し、一番上がりづらいのが乾燥室測定口であり、50度～60度までしか上がらないと思う旨を供述していたこと</li> </ul>
甲150	録音反訳報告書	令和5年 2月20日	弁護士坂井 萌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲149の録音のうち冒頭から1時間47分までの部分を反訳した内容</li> <li>・原告会社従業員である訴外■■■■■が令和4年3月27日に東京地方検察庁所属■■■■■検事から取調べ</li> </ul>

					を受けた内容及び訴外 氏の供述内容 ・訴外 が同取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器の内部で温度が上がりづらい箇所が存在し、一番上がりづらいのが乾燥室測定口であり、50度～60度までしか上がらないと思う旨を供述していたこと
--	--	--	--	--	--

以上